

○学校法人西南学院寄附行為

大正5年2月15日

創設

大正10年2月18日財団設立認可

昭和26年2月24日学校法人設立認可

第1章 目的、名称、事務所

(目的)

第1条 本学校法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の主義に基づいて、学校教育を行うことを目的とする。

2 前項のキリスト教とは、その教義の標準を新約聖書に置くものとする。

(設置する学校等)

第2条 本学校法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

(1) 西南学院大学

大学院 法学研究科、経営学研究科、文学研究科、外国語学研究科、経済学研究科、神学研究科、人間科学研究科、国際文化研究科

神学部 神学科

文学部 英文学科、外国語学科

外国語学部 外国語学科

商学部 商学科、経営学科

経済学部 経済学科、国際経済学科

法学部 法律学科、国際関係法学科

人間科学部 児童教育学科、社会福祉学科、心理学科

国際文化学部 国際文化学科

(2) 西南学院高等学校全日制の課程普通科

(3) 西南学院中学校

(4) 西南学院小学校

(5) 舞鶴幼稚園

2 本学校法人は、前項のほか早緑子供の園（保育所）を設置する。

(名称)

第3条 本学校法人は、学校法人西南学院と称する。

(事務所)

第4条 本学校法人の事務所は、福岡県福岡市早良区西新六丁目2番92号に置く。

第2章 資産及び会計

(資産)

第5条 本学校法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第6条 本学校法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、本学校法人の設置する学校等に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、本学校法人の設置する学校等の経営に必要な財産とし、財産目録のうち運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本学校法人の事業の遂行上や

むを得ない理由があるときは、評議員会の意見を聞き、理事全員の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第8条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な銀行等に預入及び信託して理事長が保管する。

(経費の支弁)

第9条 本学校法人の設置する学校等の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第10条 本学校法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第11条 本学校法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 本学校法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第12条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第13条 本学校法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第14条 本学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 本学校法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本学校法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第15条 本学校法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第16条 本学校法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第17条 本学校法人に、次に掲げる役員を置く。

(1) 理事16名

(2) 監事2名

- 2 役員は、第1条に規定する目的を達成するために適当な者でなければならない。
- 3 理事又は監事には、それぞれの選任の際、現に本学校法人の役員又は本学校法人の設置する学校等の長及び専任教職員（以下、「職員」という。）ではない者が含まれるようにしなければならない。
- 4 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際、現に本学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際、現に本学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

（理事の選任、任期及び職務）

第18条 理事は、次に掲げる者とし、そのうち10名以上はキリスト者であることを要する。ただし、第1号から第4号までに掲げる者が理事となるべき他の役職を兼務した場合は、第17条第1項第1号の規定にかかわらず理事の数を減ずるものとする。

- (1) 院長
 - (2) 学長
 - (3) 中学校・高等学校長
 - (4) 小学校長
 - (5) 事務局長
 - (6) 副学長2名のうちから理事会において選任した者1名
 - (7) 大学部長会議構成員のうちから理事会において選任した者2名
 - (8) 宗教法人日本バプテスト連盟加盟教会の牧師のうちから理事会において選任した者3名
 - (9) 評議員のうちから評議員会において選任した者1名
 - (10) 本学校法人の設置する学校の卒業者及び本学校法人の教育に理解ある者のうちから理事会において選任した者4名
- 2 前項に規定する10名以上のキリスト者は、同項第1号から第4号まで及び第8号並びに第10号に掲げる者のうち3名を含むものとする。
 - 3 理事（第1項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は3年とする。ただし、第1項第1号から第9号までに掲げる理事は、理事となる当該役職又は地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。当該役職の任期は、別に定める。
 - 4 理事は、再任されることができる。ただし、連続して再任される場合は、2任期までとし、特に必要と認められるときは、3任期までとすることができる。
 - 5 理事は、任期満了の後でも、後任の理事が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常任理事にあっては、その職務を含む。）を行うものとする。
 - 6 理事（理事長を除く。）は、理事長を補佐し、本学校法人の業務を掌理する。
 - 7 理事の選任方法は、別に定める。

（理事長の選任、解任及び職務）

第19条 理事のうち1名を理事長とし、理事会において選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

- 2 理事長は、キリスト者であることを要する。
- 3 理事長は、第18条第1項第9号及び第10号に掲げる理事のうちから選任する。ただし、特別な理由により理事会が認めた場合は、この限りでない。
- 4 理事長は、本学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 5 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、第20条第1項各号に掲げる常任理事のうち1名がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 理事長の選任方法は、別に定める。

(常任理事の選任、解任及び職務)

第20条 理事のうち次に掲げる者を常任理事とし、理事会において選任する。常任理事の職を解任するときも、同様とする。

- (1) 院長
 - (2) 学長
 - (3) 中学校・高等学校長
 - (4) 第18条第1項第7号に掲げる理事のうちから1名
 - (5) 常任理事（総務担当）となる理事1名
 - (6) 特に必要と認められる場合に理事長と院長が協議して推薦する理事若干名
- 2 前項第5号に掲げる常任理事は、事務局長をもって充てる。
 - 3 常任理事は、理事長を補佐し、本学校法人の業務を分掌する。
 - 4 常任理事の選任方法は、別に定める。

(監事の選任及び任期)

第21条 監事は、本学校法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事2名のうち1名以上は、キリスト者であることを要する。
- 4 監事のうち1名を常任監事とする。
- 5 監事の任期は3年とする。
- 6 監事は、再任されることができる。ただし、常任監事として再任される場合は、連続して2任期までとし、特に必要と認められるときは、3任期までとすることができる。
- 7 監事は、任期満了の後でも、後任の監事が選任されるまでは、なお、その職務を行うものとする。
- 8 監事の選任方法は、別に定める。

(監事の職務)

第22条 監事の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学校法人の業務を監査する。
 - (2) 本学校法人の財産の状況を監査する。
 - (3) 本学校法人の理事の業務執行の状況を監査する。
 - (4) 本学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出する。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、本学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告する。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。
 - (7) 本学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べる。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事が本学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって

本学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員解任及び退任)

第23条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員補充)

第24条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。ただし、補欠理事又は補欠監事の任期は、前任理事又は前任監事の残任期間とすることができる。

(理事会)

第25条 本学校法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、本学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事長は、理事会を招集し、その議長となる。

4 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、第26条による除斥のため、3分の2に達しないときは、この限りでない。

5 理事会の議事は、本寄附行為に別段の規定があるもののほかは、出席理事の3分の2以上の賛成をもって決する。

第26条 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第27条 理事会は、これを定期理事会及び臨時理事会とする。

2 定期理事会は、毎年度定期に、臨時理事会は、理事3名以上の請求があったとき、又は理事長が必要と認めたとき、請求があった日又は理事長が必要と認めた日から20日以内にこれを開く。

3 理事会は、会議の日時、場所及び議題等を、開会の少なくとも5日前に各理事に通知することを要する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

4 第22条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

第28条 理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 本学校法人の運営に関する基本方針
- (2) 理事及び評議員の選任
- (3) 本学校法人の設置する学校等の組織変更
- (4) 予算及び決算
- (5) 事業計画及び事業報告
- (6) 資産の取得、管理及び処分
- (7) 債権債務の設定、寄附金品その他財務に関する重要事項
- (8) 職員の任免、給与、厚生等に関する事項
- (9) 寄附行為その他本学校法人の運営上基本となる諸規則の制定及び改廃

(10) 学則に関する事項

(11) その他本学校法人の運営に関し、理事会が必要と認める事項

(理事会の議事録)

第29条 議長は、理事会の日時、開催場所、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、その議決を明確にするため、議長及び出席理事の互選による1名が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会)

第30条 理事会に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、理事会から委任された業務を決し、理事会から付託された事項を審議する。

3 常任理事会は、理事長及び第20条第1項に掲げる常任理事をもって構成する。

4 常任理事会に関する事項は、別に定める。

(院長)

第31条 本学校法人に院長を置く。

2 院長は、建学の精神に基づいて、キリスト教教育を推進し、本学校法人の教学を統括する。

3 院長の選任方法は、別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 本学校法人に評議員35名を置く。

2 評議員は、第1条に規定する目的を達成するために適当な者でなければならない。

(評議員の選任及び任期)

第33条 評議員は、次に掲げる者とする。ただし、第1号から第6号までの評議員が同各号の評議員を兼務した場合は、前条第1項の規定にかかわらず評議員の数を減ずるものとする。

(1) 院長、学長、中学校・高等学校長及び小学校長並びに副学長のうち理事となる者1名

(2) 宗教局長

(3) 大学部長会議構成員のうちから理事会において選任した者2名（うち1名は、キリスト者を含む）

(4) 中学校・高等学校副校長並びに高等学校、中学校及び小学校の教頭

(5) 高等学校及び中学校の宗教主任

(6) 幼稚園長及び保育所園長

(7) 事務部長会議構成員のうちから理事会において選任した者2名

(8) 宗教法人日本バプテスト連盟加盟教会の牧師のうちから理事会において選任した者2名

(9) 本学校法人の設置する学校の卒業者で、年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者6名（うち3名は、キリスト者を含む）

(10) 本学校法人の教育に理解ある者のうちから理事会において選任した者6名（うち4名は、キリスト者を含む）

(11) 職員のうちから理事会において選任した者3名

2 前項第1号に掲げる者のうち4名、第2号、第3号に掲げる者のうち1名、第5号、第6号、第8号、第9号に掲げる者のうち3名及び第10号に掲げる者のうち4名を含む19名以上は、

キリスト者でなければならない。

- 3 第1項第1号から第8号まで及び第11号に掲げる評議員は、当該職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 4 評議員（第1項第1号から第6号まで及び第11号の評議員を除く。）の任期は3年とする。ただし、第1項第11号に掲げる評議員の任期は2年とする。
- 5 評議員（第1項第1号から第7号までの評議員を除く。）は再任されることができる。ただし、第1項第8号から第10号までに掲げる評議員が連続して再任される場合は、2任期までとし、特に必要と認められるときは、3任期までとすることができる。
- 6 評議員のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。ただし、補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 7 評議員の選任方法は、別に定める。

（評議員の解任及び退任）

第34条 評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

（評議員会）

第35条 評議員会は、第33条の規定によって選任された評議員をもって組織する。

2 評議員会については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 評議員会は、理事長が招集する。
- (2) 評議員会の議長は、出席評議員の互選によって定める。
- (3) 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に附議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合、又は第22条第1項第6号による場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- (4) 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第9号の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- (5) 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、本寄附行為に別段の定めがある場合は、当該定めによる。
- (6) 前号の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- (7) 評議員会は、これを定期評議員会及び臨時評議員会とする。定期評議員会は、毎年度定期に、臨時評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は第3号の規定により開会する。
- (8) 評議員会は、会議の日時、場所及び議題等を、開会の少なくとも5日前に各評議員に通知することを要する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (9) 評議員会の議事について特別の利害を有する評議員は、議決に加わることができない。

（評議員会の議事録）

第36条 評議員会の議事録は、第29条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事」とあるのは、「出席評議員」と読み替えるものとする。

（議決事項）

第37条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を要する。

- (1) 第18条第1項第9号に掲げる理事の選任
- (2) 第23条第1項に規定する役員の解任
- (3) 第34条第1項に規定する評議員の解任
- (4) 第43条第1項第1号に規定する解散

(同意事項)

第38条 第17条第1項第2号に掲げる監事の選任については、評議員会の同意を要する。

(諮問事項)

第39条 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
 - (2) 事業計画
 - (3) 事業に関する中期的な計画
 - (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準
 - (5) 寄附行為の変更
 - (6) 合併
 - (7) 第43条第1項第2号に掲げる解散
 - (8) 収益を目的とする事業に関する重要事項
 - (9) その他本学校法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項
- (報告事項)

第40条 次に掲げる事項については、評議員会に報告するものとする。

- (1) 第13条第2項に規定する決算及び事業の実績
 - (2) 第22条第1項第4号に規定する監事の報告
- (評議員会の意見具申等)

第41条 評議員会は、本学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し、意見を述べ又はその報告を聞くことができる。

第5章 合併及び解散

(合併)

第42条 本学校法人が合併しようとするときは、理事全員の同意を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

第43条 本学校法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事全員の同意及び評議員総数の4分の3以上の議決
 - (2) 本学校法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - (3) 合併（本学校法人が合併後存続する法人である場合を除く。）
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。
- (残余財産の帰属者)

第44条 本学校法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第6章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第45条 本寄附行為の変更は、理事総数の4分の3以上の賛成をもって決し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、第1条、第18条第1項本文後段、第42条及び第43条第1項第1号に規定する趣旨は、如何なる場合においても変更することはできない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事総数の4分の3以上の賛成をもって決し、文部科学大臣に届け出なければならない。

第7章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

- 第46条 本学校法人は、第14条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(情報の公表)

- 第47条 本学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅延なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

- 第48条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

- 第49条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について本学校法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

- 第50条 理事（理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事又は本学校法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について本学校法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公告の方法)

- 第51条 本学校法人の公告は、本学校法人の設置する学校等の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

- 第52条 この寄附行為の施行についての細則その他本学校法人及び本学校法人の設置する学校等の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和26年2月24日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和27年6月17日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和32年7月8日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和37年9月18日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和39年1月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和41年1月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和42年1月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和44年2月18日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和46年3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和50年9月12日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和54年3月13日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和56年3月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成3年12月20日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成5年11月25日から施行し、役員及び評議員の選任については、平成6年3月19日から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成12年12月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年11月27日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年2月16日から施行する。

附 則

平成16年11月26日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年6月22日から施行する。ただし、第29条第2項第11号及び第12号のそれぞれの評議員のうちの各1名の評議員の任期は、第29条第5項の規定にかかわら

ず、平成17年7月1日から平成18年3月18日までとする。

附 則

平成18年3月15日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年3月17日）から施行する。

附 則

平成22年2月9日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

平成24年11月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 2018年10月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2018年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる理事の就任日は、変更前寄附行為第18条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる理事のそれぞれの任期満了に伴う次期改選日とし、第18条第1項第8号及び第10号に掲げる理事並びに第17条第1項第2号に掲げる監事の就任日は、2019年7月1日とする。これに伴い、変更前寄附行為第18条第2項第5号、第7号及び第8号に掲げる理事並びに第19条第1項に掲げる監事は、2019年6月30日をもって退任する。ただし、第18条第1項第8号及び第10号に掲げる理事並びに第17条第1項第2号に掲げる監事の第1回目の任期は、第18条第3項及び第21条第3項の規定にかかわらず、2019年7月1日から2022年3月31日までとする。
- 3 変更後寄附行為に基づく理事会の定数、組織及び運営並びに理事長、常任理事、監事、常任理事会及び院長に関する規定は、前項の全役員の就任日から適用し、同日をもって変更後寄附行為に基づく理事会及び常任理事会が発足する。
- 4 第33条第1項第1号から第6号まで及び第11号に掲げる評議員の就任日は、変更前寄附行為第29条第2項第1号、第2号、第4号から第8号まで及び第13号に掲げる評議員のそれぞれの任期満了に伴う次期改選日とし、第33条第1項第7号から第10号までに掲げる評議員の就任日は、2019年7月1日とする。これに伴い、変更前寄附行為第29条第2項第9号から第12号までに掲げる評議員は、2019年6月30日をもって退任する。ただし、第33条第1項第8号から第10号までに掲げる評議員の第1回目の任期は、第33条第4項の規定にかかわらず、2019年7月1日から2022年3月31日までとする。
- 5 変更後寄附行為に基づく評議員会の定数、組織及び運営に関する規定は、前項の全評議員の就任日から適用し、同日をもって変更後寄附行為に基づく評議員会が発足する。

附 則

（施行期日）

- 1 2018年11月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2018年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 2018年10月25日文部科学大臣認可の寄附行為附則第2項中「第21条第3項」を「第21条第4項」に改める。

附 則

この寄附行為は、2020年4月1日から施行する。

附 則

2020年1月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2022年1月24日）から施行する。なお、2021年7月1日就任の第33条第1項第7号に掲げる評議員の任期は、2022年1月24日文部科学大臣認可の寄附行為を適用する。

附 則

この寄附行為は、2022年4月1日から施行する。

附 則

2022年10月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2024年4月1日から施行する。